

【健康福祉部】

件 名	介護老人福祉施設に対する安全管理指導について
申立概要 【受理 23.10.3】	①府が施設を指定するに先立ち、施設の事故防止や安全管理対策について個別に確認し審査しているのか。 ②指定後についても、府は立入検査等を行い確認しているか。個々の施設の検査結果は公表されているのか。
確 認 事 項	①各施設では、厚生労働省令に基づき施設の安全管理対策として「事故発生の防止のための指針」を整備することとされており、施設の指定前に現地確認が行われています。 ②指定後の立入検査は、2年に1回の頻度で実施されています。検査結果の概要は、府HPで公表されているほか、施設を所管する府保健所でも個別に相談に応じる等の対応が行われています。
結 果 (意見・要望) 【通知 23.10.24】	関係法令に基づき検査が実施されているとともに、施設の検査結果等についても、府保健所において個々の相談内容を踏まえ適宜提供されているものと認められます。